

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2026年9月9日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：南部アフリカ地域再生可能エネルギー分野に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式－ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 -ランプサム型）】

業務名称：南部アフリカ地域再生可能エネルギー分野に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 -ランプサム型））

調達管理番号：26a00666

【内容構成】

第1章 入札の手続き

第2章 特記仕様書

第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2026 年 9 月 9 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：南部アフリカ地域再生可能エネルギー分野に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹

(4) 契約履行期間（予定）：2026年11月から2027年2月

先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要が生じる場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 部分払の設定

本契約については、部分払を想定しておりません。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

JICA 南アフリカ共和国事務所

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年 9月 15日 まで
2	入札説明書に対する質問	2026年 9月 16日 12時まで

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

3	質問への回答	2026 年 9 月 28 日まで
4	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2026 年 10 月 2 日 12 時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の 2 営業日前まで
6	入札執行の日時（入札会）	2026 年 10 月 16 日 10 時 30 分
7	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日の翌日から起算して 7 営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の 2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び 2）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

2) 提出先：<https://forms.cloud.microsoft/r/S8B2wbrrEi>

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

1) 上記2.(3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものととして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

(2) 提出書類

技術提案書・入札書・別見積書

(3) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け

国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) 技術提案書

① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。

② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「24a00123 ○○株式会社 見積書（または別見積書）」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

8. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

- (1) 日時：上記2. (3) 日程参照
- (2) 入札会の手順
 - 1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。
 - 2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）

には、再入札を実施します。詳細は下記（３）のとおりです。

３）入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。^２

（３）再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は２回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

（４）入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

（５）入札会の終了

３回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

１０．落札者の決定方法

（１）評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を 100 点満点とし、配点を技術評価点 70 点、価格評価点 30 点とします。

（２）技術評価の方法

「第３章 技術提案書作成要領」の別紙３「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料１「プロポーザル評価の基準」

^２ この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8/N）×100点

＊最も安価ではない見積額でも予定価格の80%未満の場合は、予定価格の80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点 70：30 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.7 + (\text{価格評価点}) \times 0.3$$

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

1 1. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

1 2. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙2の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

レソト王国（以下、レソト）及びエスワティニ王国（以下、エスワティニ）は、いずれも南部アフリカ地域に位置する内陸国であり、産業振興、経済成長及び住民の生活向上を支える安定的な電力供給の確保が重要な開発課題となっている。レソトは、国内発電比率は国内需要の半分程度と比較的高いものの、電力需給の安定化や将来的な需要増加への対応が課題となっている。一方で、エスワティニは電力供給の相当部分を南アフリカ共和国等からの輸入電力に依存している。このため、両国においてエネルギー安全保障の強化及び電源の多様化が求められている。係る状況下、レソト政府は「National Energy Compact」において、2030年までのユニバーサル・エネルギーアクセス達成を目標に掲げ、太陽光発電、水力発電及びミニグリッド等を活用した電力供給拡大並びに民間投資促進に取り組んでいる。また、同国の Nationally Determined Contribution（NDC：国別決定貢献）においても、再生可能エネルギーの導入拡大及び化石燃料依存の低減を重要な気候変動対策として位置付けている。一方、エスワティニ政府は「Energy Masterplan 2034」において、エネルギー安全保障の向上、輸入電力依存からの脱却及び再生可能エネルギー導入拡大を国家目標として掲げており、太陽光、バイオマス及び水力発電等を活用した国内発電能力の強化を推進している。また、同国の NDC では、2030年までに再生可能エネルギー比率を大幅に向上させる方針を示している。

また、近年では、気候変動への対応及び脱炭素社会への移行が国際的な課題となる中、再生可能エネルギーの導入促進は、温室効果ガス排出削減のみならず、エネルギー安全保障の強化、電力アクセス改善及び持続可能な経済成長の実現に向けた重要な施策として位置付けられている。レソトは豊富な水資源を活用した水力発電の高い開発ポテンシャルを有するほか、高地特有の風況や豊富な日射量を活用した風力・太陽光発電の導入可能性も高いとされている。また、エスワティニにおいても、太陽光発電やバイオマス発電を中心とした再生可能エネルギー開発余地が大きいと期待されている。

さらに、両国は南部アフリカパワープール（Southern African Power Pool：SAPP）の加盟国であり、再生可能エネルギー開発の促進は、自国のエネルギー安全保障及び電力供給の安定化のみならず、域内電力市場の安定化及び南部アフリカ地域全体の脱炭素化にも資するものと期待されている。一方で、再生可能エネルギー開発に係る制度・規制面の課題、事業形成に必要な基礎情報の不足、民間資金動員の促進等が課題となっており、開発ポテンシャルを十分に活用するための環境整備が求められている。

レソト及びエスワティニにおける再生可能エネルギーの導入促進及び電力供給の安定化は、両国の持続的な経済発展及び気候変動対策に資するものであるとともに、南部アフリカ地域のエネルギー安定供給及び域内経済統合の促進にも寄与するものである。よって、将来的に両国における再生可能エネルギー開発の推進に繋がり得る協力の方向性を検討するとともに、発注者内外の資金を動員した協力事業の形成可能性を検討するため、再生可能エネルギー分野の現状、政策・制度、電力需給状況及び優先開発候補案件等に係る基礎的な情報収集を実施することとした。

第2条 調査の目的と範囲

1. 目的

本調査は、レソト及びエスワティニにおける再生可能エネルギー分野の現状及び課題について情報収集を行い、導入ポテンシャル、制度・組織体制及び事業環境を分析した上で、今後の JICA の協力可能性及び中長期的な協力の方向性を提案する。

2. 対象地域

レソト全域、エスワティニ全域

3. 関係省庁・組織（想定）

1) レソト

- ・Ministry of Energy (MoE)
- ・Lesotho Electricity and Water Authority (LEWA)
- ・Lesotho Electricity Company (LEC)
- ・Lesotho Electricity Generation Company (LEGCO)
- ・Lesotho Highlands Development Authority (LHDA)

2) エスワティニ

- ・Ministry of Natural Resources and Energy (MNRE)
- ・Eswatini Energy Regulatory Authority (ESERA)
- ・Eswatini Water Services Corporation (EWSC)
- ・Eswatini Electricity Company (EEC)

第3条 調査実施の留意事項

1. 調査対象分野

主に調査対象として想定している分野は、「再生可能エネルギー」、中でも特にポテンシャルが高いとされている「太陽光発電」「水力発電」「風力発電」「バイオマス発電」をメインの対象とする³。

2. 当国政府機関の取り組みに関する情報収集

両国において再生可能エネルギー関連分野は、各エネルギー管轄省庁が主管している。そのため、本調査内での聞き取り先にレソトのエネルギー庁（Ministry of Energy MoE）、エスワティニの天然資源・エネルギー省（Ministry of

³ 現時点でその他に重点的に調査すべきだと考える分野がある場合は、技術提案書にて提案すること。

Natural Resources and Energy : MNRE) を含めることを想定している。一方、他省庁や国営企業（水・電力・自然分野等）を含め、その他の関係し得る組織、首都の市からも情報収集をし、それぞれの役割、事業計画や予算措置などについて調べ、整理する⁴。

3. 他ドナーや民間セクターの取り組みに関する情報収集

レソト及びエスワティニにおける再生可能エネルギー分野の開発動向を把握するため、主要ドナー及び民間セクターによる支援・投資状況について情報収集及び分析を行う。特に、今後の JICA による協力の方向性及び他ドナーとの連携可能性を検討する観点から、支援実績、支援方針及び事業形成の動向を整理する。

（１）ドナー動向

主要ドナー（World Bank、African Development Bank (AfDB)、European Union (EU)、United Nations Development Programme (UNDP) 等）を対象に、以下の事項について調査・分析を行う。

- ・ 再生可能エネルギー分野における支援実績及び実施中・計画中の案件
- ・ 支援対象分野（送配電網整備、再生可能エネルギー導入、ミニグリッド開発、能力強化等）
- ・ 支援スキーム及び資金動員の手法
- ・ 今後の支援方針及び重点分野
- ・ JICA との連携可能性及び支援の重複回避に係る留意点

（２）民間セクター動向

再生可能エネルギー分野への民間投資の現状及び課題を把握するため、主な独立系発電事業者（IPP）、再生可能エネルギー開発事業者及び関連企業を対象に、以下の事項について調査・分析を行う。

- ・ 主な IPP 及び再生可能エネルギー開発事業者の活動状況
- ・ 実施中及び計画中の再生可能エネルギー案件
- ・ 投資環境上の課題（許認可手続、電力購入契約（PPA）、系統接続能力、送電容量、資金調達等）
- ・ 官民連携（PPP）案件の実施状況及び今後の見通し
- ・ 民間資金動員の可能性及び事業形成上の留意点

（３）情報収集方法

上記調査に当たっては、以下の方法を組み合わせて実施する。

⁴ 現時点で再生可能エネルギー分野に関係すると想定される省庁及び関連機関を把握している場合は、それぞれの再生可能エネルギー分野における役割について、技術提案書にて明記すること。

- ・ 関連文献・資料による机上調査（ドナー報告書、事業報告書、政策文書、エネルギー関連計画等）
- ・ エネルギー担当省庁、電力公社等の関係機関に対するヒアリング
- ・ 必要に応じた現地ドナー事務所及び関係機関へのヒアリング
- ・ その他、分析に必要と認められる情報の収集及び整理

4. 実現性を考慮した現地関係機関とのやり取り

本調査を通じて提案される協力可能性が、制度面、財政面、実施体制面において現実的な内容となるよう、各関係機関の実施能力を見定めつつ協議・ヒアリングを進める。但し、本調査は今後の協力を約束するものではないことに留意し、現地関係機関に誤解を与えないよう配慮する。

5. 今後の支援方針に係る検討

今後レソト及びエスワティニの再生可能エネルギー分野で実施し得る支援方針（技術協力及び資金協力）を検討し、ロングリストを作成した上で、案件の絞り込み及び優先順位付けを通じて、ショートリストを作成する⁵。また、単なる案件の列挙に留まらず、両国政府のエネルギー政策、電力セクター改革の動向、民間セクターの参入可能性及び他ドナー支援との補完性を踏まえ、どのような順序・段階で支援を展開すべきかを分析・提案する。

特に無償資金協力については、実現可能性の観点で複数検討することで、当国の状況に応じて柔軟な提案が可能となるよう考慮する。その際、我が国の対外政策（外交的観点、重要政策との関係等）、供与先となる当国が置かれている状況（債務状況、環境的脆弱性等）などをも十分に勘案する。そのうえで、JICA と協議の上で、特に優先度及び妥当性の高い2～3案件については、案件概要表（案）を作成する。

第4条 調査の内容

1. 関連資料、関連政策・計画の情報収集・分析等

レソト及びエスワティニにおける再生可能エネルギー導入（特に太陽光発電、水力発電、風力発電及びバイオマス発電の導入）の促進に必要な関連資料並びに関連政策・計画に関する情報収集・分析を行う。その際、両国の電力需給状況、再生可能エネルギー開発に係る政策・制度、事業環境及び開発ポテンシャルに関する情報を収集・分析する。また、その現況と課題について整理し、優先的に開発を検討すべき分野・候補案件並びに JICA による協力可能性を明確化する。

以下に想定される収集資料の一例を示すが、その他分析に必要な資料・情報があれば適宜設定・収集する。

⁵ 本調査では、ショートリストに列挙された個別案件を実施した場合の相互的影響も想定した上で、今後どのような順序で個別案件を実施していくか提案願いたい。

- ・ 社会経済状況及び電力需要の現状・見通し
- ・ エネルギー・電力セクターに係る政策、法制度及び開発計画
- ・ エネルギー分野の実施機関及び関係機関の体制・役割
- ・ 発電設備、送配電設備及び電力需給の現状
- ・ 太陽光、風力、水力及びバイオマス発電に係る資源ポテンシャル及び開発候補地の状況
- ・ 系統接続、電力取引及び電力市場に係る課題
- ・ IPP 制度、電力料金制度等の民間投資環境
- ・ 実施機関の事業実施能力、運営・維持管理体制及び事業に対するコミットメント
- ・ 他ドナー及び民間企業による再生可能エネルギー分野の支援・投資状況
- ・ 過去の日本政府又は JICA によるエネルギー分野支援の実績及び今後の連携可能性

2. 現地調査・関係機関等との面談

第4条第1項に基づき抽出・分析された再生可能エネルギー開発候補地（太陽光発電、水力発電、風力発電及びバイオマスを想定）について実地踏査を行い、資源ポテンシャル、アクセス条件、送配電網との接続状況、事業実施上の制約条件等を確認・記録する。また、エネルギー分野で中心的な役割を担う関係機関（エネルギー担当省庁、電力公社、水資源関連公社等を想定）と面談を行い、電力需給の現状、再生可能エネルギー導入に係る優先課題、開発ニーズ及び今後の事業計画について聞き取りを行う。

さらに、再生可能エネルギー事業の計画、実施及び運営に関与する関係機関間の役割分担、連携体制及び意思決定プロセスについても確認し、将来的な技術協力及び資金協力の実施に向けた課題や留意点を整理する。

以下に想定される調査項目の一例を示すが、その他必要な項目があれば適宜設定・追加する。

- ・ 再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、バイオマス等）に係る政策・計画及び今後の開発方針
- ・ エネルギー・電力分野に係る関係機関の組織体制、役割分担及び予算措置
- ・ 発電設備、送配電設備及び電力需給の現状
- ・ 太陽光発電、風力発電、水力発電及びバイオマス発電の開発候補地の現状及び課題
- ・ IPP 制度等を含む民間投資環境の現状及び課題
- ・ 実施機関の事業実施能力、運営・維持管理体制及び案件実施に対するコミットメント
- ・ 再生可能エネルギーに係る開発ポテンシャルの評価及び技術的、制度的及び財務的な課題

- ・ 再生可能エネルギー分野において期待される協力内容及び優先支援ニーズ

3. 調査結果の総括・候補案件の提案

上述の調査結果に基づき、技術協力及び資金協力（主に無償資金協力）の可能性（資金協力の前提となる先方負担事項に係る現状確認を含む）を検討し、優先度の高い候補案件を提案する。

（１）技術協力及び資金協力候補案件のロングリスト作成

技術協力及び資金協力候補案件となり得る案件のロングリストを作成する。資金協力のロングリストは、調査結果での提案や当国が実施中の再生可能エネルギー施策及び他ドナーの支援状況や民間セクターの参入状況等を踏まえ、本調査でのヒアリング等から現地において高いニーズが確認された候補案件について検討する。

（２）案件絞り込み・優先順位検討

ロングリストを基に、案件の絞り込み及び優先順位付けを通じてショートリストを作成する。作成にあたっては、案件の評価項目、評価基準（例：開発効果、投資効果、実現可能性、本邦技術活用、実施環境、発電容量や年間発電量、事業コスト等）などの項目を定量化し、客観的に比較、評価、考察できる内容とする。なお、ショートリストで列挙された案件の相互作用・影響等を踏まえて、どのような順序で段階的に各案件を実施すべきかについても提案する。

（３）候補案件概要表（案）の作成

作成したショートリストの候補案件のうち、特に優先度及び妥当性が高いと思われるものについては、可能な範囲で案件概要表（案）を作成する（簡易版を認める）。特に無償資金協力においては、事前に JICA 南アフリカ共和国事務所と JICA アフリカ部と事前に相談の上、優先度が高い候補案件 2 件～3 件を選定し、案件概要表（案）を作成する。当該概要表は、日本政府や当国政府への説明に用いることを想定し、事業の背景、必要性、目的、対象地域、活用が期待される本邦技術、維持管理体制、事業スケジュール、実施体制、事業費（試算レベル）、想定される開発効果などを可能な範囲で明記する。

4. 支援方針に係る提言

技術協力及び資金協力の形成に向け、関係機関の実施意欲及びオーナーシップ、実施体制・人員配置、技術的能力、政策・制度環境、財務面の持続可能性、実施意義（外交方針との整合性、日本企業裨益、他機関との連携可能性等）、民間セクター参画の可能性等を確認するとともに、協力実施上の留意点及びボトルネックとなり得る事項を整理し、それらへの対応策及び今後の協力の方向性について提言を行う。

5. 発注者への報告・協議

第 1 回現地調査後と第 2 回現地調査後に、帰国報告（南アフリカ共和国にて可能な限り対面、または難しければ片方はオンラインも可）を行う。他、業務計画書の提出直後、第 2 回現地調査前、ドラフト・ファイナル・レポート作成段階など、適宜進捗確認が必要と発注者が必要と判断した場合は適宜打ち合わせを行うこととする。

第5条 報告書等

調査業務の各段階において、作成・提出する報告書等は以下のとおりとし、作成にあたっては、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。なお、本契約における最終成果品はファイナル・レポートとし、最終成果品の提出期限は契約履行期限末日とする。成果品の提出スケジュールについて、事前に発注者と調整した上で、契約上の期限内の提出を必須とする。各報告書の先方政府の説明、協議に際しては、報告書作成前に発注者に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

・インセプション・レポート（業務計画書）

記載事項：共通仕様書第6条の記載内容に加え、報告書目次案

提出時期：契約開始後7営業日以内、部数：和文・英文電子データ

・ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：ファイナル・レポートに記載予定の内容（ドラフト）

提出時期：、部数：和文・英文電子データ

・ファイナル・レポート

記載事項：調査全体成果（ドラフト・ファイナル・レポートへのコメントを反映したもの）提出時期：契約履行期限末日まで

部数：報告書（電子データ）、和文（カラー製本）3部、英文（カラー製本）8部

別紙1：報告書目次案

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

報告書目次案

1. 調査の要約 (Executive Summary)
2. レソト王国における再生可能エネルギー分野の現状及び課題
 - 2.1 社会経済状況
 - 2.2 エネルギーセクターの概要
 - 2.3 他ドナーや民間セクターの取り組み状況
 - 2.4 政策・制度及び開発計画
 - 2.5 実施機関及び関係機関の体制
 - 2.6 電力需給及び電力インフラの現状
 - 2.7 太陽光、水力、風力及びバイオマス発電の現状と開発ポテンシャル
 - 2.8 優先開発候補案件（全スキーム対象（有償資金協力、技術協力、無償資金協力、民間連携等）のロングリスト）
 - 2.9 開発上の課題及び留意点
3. エスワティニ王国における再生可能エネルギー分野の現状及び課題
 - 3.1 社会経済状況
 - 3.2 エネルギーセクターの概要
 - 3.3 他ドナーや民間セクターの取り組み状況
 - 3.4 政策・制度及び開発計画
 - 3.5 実施機関及び関係機関の体制
 - 3.6 電力需給及び電力インフラの現状
 - 3.7 太陽光、水力、風力及びバイオマス発電の現状と開発ポテンシャル
 - 3.8 優先開発候補案件（全スキーム対象（有償資金協力、技術協力、無償資金協力、民間連携等）のロングリスト）
 - 3.9 開発上の課題及び留意点
4. JICA による協力可能性
 - 4.1 無償資金協力の候補案件（数件）（案件概要表（案）含む）
 - 4.2 案件形成上の留意点
5. 結論及び提言

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
(技術提案書の重要な評価部分)

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	レソト王国及びエスワティニ王国における太陽光、水力、風力及びバイオマス発電の開発ポテンシャルを評価するための調査・分析手法	第4条 調査の内容 1. 関連資料、関連政策・計画の情報収集・分析等 2. 現地調査・関係機関等との面談
2	現地踏査でのヒアリング先候補（先方実施機関、他ドナー、民間セクター等）	第2条 調査の目的と範囲 3. 関係省庁・組織 第4条 調査の内容 2. 現地調査・関係機関等との面談
3	将来的な案件形成を見据えた再生可能エネルギー案件の評価・優先順位付けの考え方	第4条 調査の内容 3. 調査結果の総括・候補案件の提案

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。業務従事者構成の検討に当たっては、再生可能エネルギー計画の専門性を持つ従事者を含めてください。

(全体) 5.66 人月

(現地渡航回数：延べ8回)

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

別紙2 技術提案書評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

また、評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安 (3号))】

1) 対象国及び類似地域：南部アフリカ地域及び全途上国

2) 語学能力：英語

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 南部アフリカパワープール促進のための広域連携強化プロジェクト
業務進捗報告書

2) 公開資料

- アフリカ地域南部アフリカパワープール情報収集・確認調査
ファイナルレポート
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000035096.html>
ファイナルレポート付属資料
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000035097.html>
- 南部アフリカパワープール促進のための広域連携強化プロジェクト
事業事前評価表
[2024_202209530_1_s.pdf](#)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 南アフリカ共和国事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と

緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制を技術提案書に記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2. 技術提案書作成上の留意点

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：電力及び再生可能エネルギー分野

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です。なお、様式 4-4 の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又は JICA（JICA の現地事務所を含む。）からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 業務従事予定者の経験・能力等

評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 本案件に係る業務量の目途

上記1.(2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第1章 入札の手続き」の「6.(2) 提出方法」に基づき提出してください。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

- ・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について（該当する口にチェック）

本案件は定額計上はありません。

(4) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。なお、レソト王国と南アフリカ共和国間、エスワティニ王国と南アフリカ共和国間については、車両での移動を検討することも可能です。本件に係る費用は、必要に応じ一般業務費の②車両関連費に計上ください。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてラ
ンプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

以上

別紙3：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2) 作業計画等	(5)
ア) 要員計画	－
イ) 作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1) 業務主任者の経験・能力	(20)
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)
ア) 類似業務等の経験	10
イ) 業務主任者等としての経験	4
ウ) 語学力	4
エ) その他学位、資格等	2